

## 長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市生ごみ処理機等購入費補助金(以下「補助金」という。)は、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、一般家庭から排出される生ごみの減量及び再資源化を図るため、生ごみ処理機等の購入費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則(昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機等 生ごみ処理機、生ごみ発酵用密閉容器及び生ごみ堆肥化容器をいう。
- (2) 生ごみ処理機 生ごみを単に粉砕するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少又は消滅させる機器であつて、次に掲げる要件に該当するものをいう。
  - ア 耐久性があり、衛生的なものであること。
  - イ 水分等が地中に浸透しないものであること。
  - ウ 公益社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に従い評価機関による適合評価を受け、かつ、長久手市長が承認したものであること。
- (3) 生ごみ発酵用密閉容器 密閉式で、生ごみ発酵剤(EMぼかし菌など)を使用して生ごみの容積を減少させる機能を有する容積が10リットル以上の容器をいう。
- (4) 生ごみ堆肥化容器 生ごみの減量・減容・堆肥化を目的とする容器で、かつ、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質のものをいう。

(交付対象者等)

第3条 補助金の対象者は、長久手市に住所を有し、現に居住している者で、市税の滞納がなく、日本国内を所在地とする販売店から生ごみ処理機等を購入したものとする。

2 交付する補助金に係る生ごみ処理機等の数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機は、1世帯につき1基を対象とする。ただし、買替えの場合は5年以上経過し、かつ、使用不能と認められる場合に限る。
- (2) 生ごみ発酵用密閉容器は、1世帯につき5個までを対象とする。
- (3) 生ごみ堆肥化容器は、1世帯につき2基までを対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる生ごみ処理機等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機 購入価格（消費税含む。）の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1基につき10,000円を上限とする。
- (2) 生ごみ発酵用密閉容器 購入価格（消費税含む。）の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1個につき1,000円を上限とする。
- (3) 生ごみ堆肥化容器 購入価格（消費税を含む。）の2分の1の額1（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1基につき3,000円を上限とする。

(補助金の交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 交付申請に関する手続は、購入年度の3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金請求書（様式第3号）により補助金の請求を行うものと

する。

(交付決定の取消等)

第8条 申請者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の決定又は交付を受けた場合においては、市長はその決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。